

北九州市行財政改革調査会規則をここに公布する。

平成24年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第18号

北九州市行財政改革調査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、付属機関の設置に関する条例(昭和38年北九州市条例第97号)第3条の規定に基づき、北九州市行財政改革調査会(以下「調査会」という。)の所掌事務、組織、委員及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 調査会は、市長の諮問に応じ、北九州市の行財政改革の推進に係る基本的事項を調査審議する。

(組織)

第3条 調査会は、委員7人以内で組織する。

2 調査会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 調査会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第4条 委員及び臨時委員は、行財政改革に関して優れた識見を有する者のうちから市長が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して優れた識見を有する者のうちから市長が任命する。

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、その者の任命に係る専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第6条 調査会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、調査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

( 部会 )

第7条 調査会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員及び臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 調査会は、その定めるところにより、部会の議決をもって調査会の議決とすることができる。

( 議事 )

第8条 調査会の会議は、会長が招集する。

2 調査会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 調査会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前3項の規定は、部会の議事に準用する。

( 関係者の出席等 )

第9条 調査会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

( 庶務 )

第10条 調査会の庶務は、総務企画局において処理する。

( 委任 )

第11条 この規則に定めるもののほか、調査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。